

3世代同居・近居、多子世帯住宅支援のご案内

多子世帯も対象になりました

多子世帯や3世代同居・近居する際の中古住宅の取得や改修を支援します！

事業の目的

佐世保市にある既存住宅ストックを活用し、安心して子どもを産み育てることができる住まい・居住環境の整備に補助し、移住定住の促進や、出生率の向上、地域コミュニティの活性化を図ります。



補助対象者

3世代

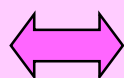
新たに同居又は近居

子育て世帯

小学生以下の子ども（※1）がいる子育て中の世帯

親等の世帯

子育て世帯を支援する世帯（子育て世帯の父母、おじおば、祖父母など）



多子世帯

- 同居する18歳未満の子（※1）が3人以上の世帯
- 同居する18歳未満の子（※1）が2人以上で更なる妊娠・出産を希望する夫婦

補助メニュー・補助額

対象者	メニュー (受付→補助金交付決定後に行う以下の内容が対象)	補助額
3世代同居	①中古住宅を取得 ②リフォーム工事※2※5	対象経費の合計（税抜き）に対して 補助率1/5 (上限40万円※7)
3世代近居※4	①中古住宅を取得	
多子世帯	①中古住宅を取得 ②中古住宅取得時※3のリフォーム工事※5	

- ※1 母子手帳の交付を受けた出産予定の子を含みます。
- ※2 令和3年4月1日以降に同居する場合に限ります。
- ※3 令和3年4月1日以降に中古住宅の取得をした場合に限ります。
- ※4 近居とは市内において、同一中学校区域内又は隣接する小学校区域内に居住することをいいます。
- ※5 リフォーム工事については、市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人が施工するものに限ります。また、工事内容については性能向上に資するもの（※6）が対象です。
- ※6 対象となる工事は、①間取りの変更等、②台所・浴室・トイレ・洗面所等の改修・増設、③バリアフリー改修④屋根・天井・外壁・床・窓の断熱改修、⑤浄化槽の設置・入れ替えです。
- ※7 申請者が「子育て応援団体等（※8）」に所属している場合は、上限額が44万円となる場合があります。
- ※8 長崎県が実施する「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認定制度」における認定団体又は「ながさき結婚・子育て応援宣言」を宣言した団体 をいいます。
- ※9 グリーン住宅ポイント制度との併用はできません。

※その他要件ございますので、詳しくはお問い合わせください。

受付開始日

令和3年5月6日(木)

※今年度は約14件の受付を予定しております。交付決定順に予算が無くなり次第、受付を終了させていただきます。

【お問い合わせ】 佐世保市 都市整備部 都市政策課
 TEL : 0956-24-1111 (内線2805~2807) FAX : 0956-25-9678
 E-Mail : tosise@city.sasebo.lg.jp

申請相談時 簡易チェックリスト

☑欄	【共通事項】
<input type="checkbox"/>	・改修工事前である。又は 売買契約 （中古住宅取得・支払い）の 前 である。 ※ただし、多子世帯が中古住宅取得に併せて行うリフォーム工事について申請する場合には限っては、中古住宅を取得済みであっても、 令和3年4月1日以降 の取得であれば、当該リフォーム工事は対象となります。
<input type="checkbox"/>	・対象物件は、一戸建て住宅である。又は 共同住宅等で居住の用に供する専用部分である。 （多子世帯として申請する場合、面積は 60平方メートル以上 である。）
<input type="checkbox"/>	・（賃貸ではなく、持ち家から住み替える場合）新たな空家等を生じさせないよう努めること誓約できる。
<input type="checkbox"/>	・市区町村税を滞納していない。（お子さんの滞納の無いことの証明書も必要です。 ※市民税課で取得 ）
<input type="checkbox"/>	・他の補助金等の交付がない。又は他の補助金等の対象となる場合は、補助対象となる経費を区分できる。
<input type="checkbox"/>	・申請者が 町内会に加入 することを誓約できる。
<input type="checkbox"/>	・令和4年 1月末までに 完了し完了 報告書を提出 できる。 ※必要書類 すべて 揃えられること
<input type="checkbox"/>	・補助事業完了後、 10年以上 は補助対象の住宅に居住することを誓約できる。

☑欄	【3世代同居・近居の場合】
<input type="checkbox"/>	・現在、親等世帯と子育て世帯が 既に同居していない 。 ※ただし、同居に併せて行うリフォーム工事について申請する場合には限っては、同居後であっても、 令和3年4月1日以降 の同居であれば、当該リフォーム工事は対象となります。 ※既に近居している場合については、3世代で新たに同居・近居する場合は、補助の対象となる場合がありますので、ご相談ください。

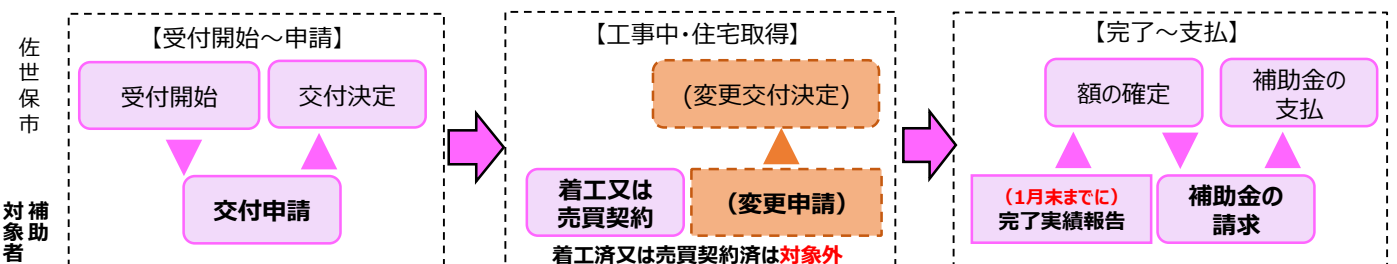
☑欄	【中古住宅取得の場合】
<input type="checkbox"/>	・3親等以内の者の所有する住宅ではない。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">近居の場合、どちらか一方でも市外だと対象外です</div>
<input type="checkbox"/>	・（近居の場合）取得する中古住宅が、親世帯住宅（又は子世帯住宅）と 同一中学校校区 又は 隣接する小学校区 にある。

☑欄	【リフォーム工事の場合】
<input type="checkbox"/>	・施工者は 市内に本社 を有する法人又は市内に住所を有する個人である。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">電気温水器は対象外</div>
<input type="checkbox"/>	・工事の内容が以下に該当する。 <ul style="list-style-type: none"> 間取りの変更、部屋等の増築、玄関の増設 設備（キッチン、浴室、トイレ、洗面所）の改修 又は 増設 バリアフリーリフォーム 通路又は出入口の幅を拡張する工事／階段の勾配を緩和する工事／手すりを取り付ける工事／段差を解消する工事／出入口の戸を改良する工事／床の材料を滑りにくいものに取り替える工事 断熱改修（屋根・天井、外壁、床の断熱改修／窓の断熱改修） 浄化槽の設置又は入れ替え

間取の変更でも増築でもない部屋においては、「天井・壁・床」を**単に張替えるだけでは対象になりません**。また、断熱は部屋の全面に施さないと対象にカウントされません。（例：一部屋の1面の壁だけ断熱はNG）

※この他申請様式記載の誓約事項、および補助金実施要項をご確認の上、申請をお願いいたします。
 ※詳しくは おもて面 の窓口へお問い合わせください。

申請から補助金支払までの流れ



※工事内容や金額等に変更がある場合は、事前にご相談ください。